破産手続廃止

平成２４年（フ）第２６１号
千葉県匝瑳市上谷中2282番地の４
破産者　鈴木建設工業株式会社
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０５号
千葉県市川市中山１丁目14番６号
破産者　遠山　吉直
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３３号
千葉県船橋市海神２丁目２番11号　シャンブルレポ207号
破産者　重友　良夫
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３１号
千葉県習志野市鷺沼２丁目11番24号　メゾンプレミール203号
破産者　横田　光洋
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３４１号
千葉市中央区浜野町970番地　アクアコート201号
破産者　深山　慶子（旧姓田島）
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６５号
千葉県市川市平田３丁目13番１号
破産者　加藤　則夫
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８９号
千葉市若葉区高品町1594番地３　盛マンション201号
破産者　岡元しのぶ（旧姓山口・川村）
１　決定年月日　平成26年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
岩手県一関市銅谷町２番33号
破産者　株式会社めんこい・らいふ
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１００１号
千葉県市川市大野町２丁目232番地富田ビル202号
破産者　株式会社新生警備
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０号
千葉県船橋市田喜野井２丁目５番13号
破産者　梅本　一夫
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
千葉市緑区おゆみ野５丁目28番地　おゆみ野第１団地３棟103号
破産者　田中　正雄
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６９号
千葉市中央区松ケ丘町444番地11　山口マンション102号
破産者　萩原　　健
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３３号
千葉市中央区宮崎２丁目７番22号　キュービック102号
破産者　織田美魅子
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１１号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地３―101
破産者　平澤　勝夫
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１２号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地３―101
破産者　平澤　朱美
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５０号
大阪府貝塚市石才608番地の１
破産者　片山建設株式会社
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
大阪府貝塚市津田北町14番11号
破産者　有限会社佐野商店
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
大阪府泉佐野市大西１丁目18―10、商業登記簿上の本店所在地大阪府貝塚市三ツ松2722番地29棟103号
破産者　有限会社新納プランニング
１　決定年月日　平成26年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
岩手県花巻市二枚橋第５地割６番地38　花巻第一工業団地
破産者　株式会社ＳＲ開発
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３５号
滋賀県草津市野路町1748番地の１
破産者　株式会社ＴＵＢＡＳＡホールディングス
１　決定年月日　平成26年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部